

11月11日～17日は 「税を考える週間」です！

テーマ「これからの社会に向かって」

税務課市民税係 ☎0824-73-1146

国税庁は、毎年11月11日から17日までの1週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心にさまざまな広報施策を行っています。

本年の「税を考える週間」は、「これからの社会に向かって」をテーマに、国民各層・納税者の皆さんに日常生活と税の関わりを理解してもらうことで、納税意識の向上を図ることとしています。

国税庁ホームページに特設ページを設けさまざまな取り組みを紹介していますので、詳しくはホームページをご覧ください。



国税庁 | で 🔍 検索



■「税を考える週間」の租税作品展示会

期間中、ショッピングセンタージョイフル2階などで、市内学校の児童・生徒から応募された税に関する作文・習字・絵はがき・標語の入選作品の展示などを行います。ぜひご来場ください。

(作品展示会場は右欄をご覧ください)

税務署からのお知らせ

■来署による相談の事前予約(通年)

税務署への来署による相談は、十分な相談時間をもって対応するため、事前に電話予約をお願いします。

☎0824-72-1001(音声ガイダンスに従い、「2」を選択してください)

租税作品展示会

- ① ショッピングセンタージョイフル2階
11月11日(金)～17日(木)
- ② 本庁舎市民ホール
11月19日(土)～25日(金)
- ③ 口和支所
11月29日(火)～12月5日(月)
- ④ 高野支所
12月7日(水)～13日(火)
- ⑤ 比和支所
12月15日(木)～20日(火)
- ⑥ ウイル西城
12月22日(木)～27日(火)
- ⑦ 東城支所
1月4日(水)～11日(水)
- ⑧ 総領保健福祉センター
1月13日(金)～18日(水)

※①②⑥は土・日曜日にも観覧可能

～土地や家屋に関する届け出をお願いします～

税務課資産税係 ☎0824-73-1144

土地の利用状況(現況地目)が変わった場合や家屋の取り壊し・新築・増築・用途変更などを行った場合は、12月28日(水)までに税務課資産税係または各支所市民生活係に届け出てください。

手続きに関する Q&A

Q 固定資産の所有者が亡くなった場合の手続きは？

A 所有者が亡くなった場合は、「現所有者申告書(※1)」を提出してください。なお、この申告書を提出しただけでは不動産登記簿の名義は変更されませんので、名義を変更する場合は、法務局で手続きを行ってください。(※2)

※1 現所有者とは、法定相続人や遺産分割・遺言などにより固定資産を所有することになった人です。

※2 令和6年4月1日から、不動産登記法の改正により相続登記の手続きが義務化されます。

Q 未登記家屋を取得(相続・売買など)した場合の手続きは？

A 「家屋異動申告書」を市役所へ提出してください。

固定資産税は1月1日の状況を基準に算定します。12月28日までに提出した場合は、令和5年度課税分から変更されますが、12月28日を過ぎると令和6年度からの変更となります。